

第3編 伊那中央行政組合行政不服審査会条例

伊那中央行政組合行政不服審査会条例

平成 28 年 3 月 31 日
条例第 2 号

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 2 項の規定により、伊那中央行政組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(任務)

第 3 条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(委員)

第 4 条 審査会は、委員 5 人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、事件ごとに組合長が委嘱する。

3 委員の任期は、当該事件に係る答申手続きの完了までとする。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員が審査請求人である場合は、当該委員は、当該審査請求の審査に係る会議に出席し、又は当該審査請求の審査に当たることができない。

5 審査請求の審査に係る会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(手数料)

第 8 条 法第 38 条第 1 項及び同法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項並びにこれらの規定を準用する法令の規定する書面若しくは書類又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に要する費用は、次の各号に定めるところによる。

(1) 白黒 1 枚につき 10 円

(2) カラー 1 枚につき 100 円

2 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(庶務)

第 9 条 審査会の庶務は、庶務課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。